

天理市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月21日

天理市長 並 河 健

天理市条例第21号

天理市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

天理市自転車等駐車場条例（平成13年9月天理市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条中「原動機付自転車」の次に「（総排気量については、0.05リットル（二輪のもののうち、構造上出すことができる最高出力が4.0キロワット以下の原動機を有する総排気量0.05リットルを超え、0.125リットル以下のものを除く。）以下のものに限る。）」を加える。

第7条に次の1号を加える。

（3） 駐車場の構造上駐車させることができない自転車等を駐車しようとするとき。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。